

令和6年

第11回 農業委員会総会（月例会）議案

令和6年10月7日

前橋市農業委員会

令和6年 第11回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和6年10月7日 午後1時59分
- ・閉会日時 令和6年10月7日 午後3時50分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（23人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	
17番 奥野 芳男	18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一
21番 小林 要	22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	24番 猪岡 正一

・欠席委員（1人）

16番 栗原 博

・事務局出席者

事務局長 片貝 早苗	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 山田 正史	副主幹 阿久澤 強	副主幹 望月 優至
副主幹 眞塩 明男	主任 田部井 絢子	主事 山崎 佑香	

・付議事件

- (1) 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第62号 農地法の規定による許可の取消しについて（4条）
- (3) 議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (4) 議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第65号 公売農地の買受適格証明願いについて（耕作目的）
- (6) 議案第66号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 農業振興地域整備計画（令和6年4月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長	それでは、これより令和6年第11回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	◇（挨拶）
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。欠席通告者は16番栗原博の一名であります。従いまして在任委員24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和6年第11回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。17番 奥野 芳男委員、18番 伊藤 晴夫 委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から18番の審議に入りますが、整理番号11番については、申請関係者に議席番号11番委員が該当しますので、11番委員の退室をお願いします。それでは、始めに整理番号11番について、事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇（説明） 以上、整理番号11番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号11番を許可とすることに決定いたします。それでは、議席番号11番委員の入室を許可します。
	次に議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から10番、12番から18番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇（説明） 以上、整理番号1番、3番、4番、18番を除く整理番号2番5番から17番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
18番委員	18番伊藤です。全体的に贈与での取得が増えているのですが、ご住所が熊谷ということで遠いところの方の取得になっております。遠方の方が管理のために来ないので草が茂ってしまい、農道に出てしまって、地元の方が迷惑していてこちらにクレームがきます。農業委員会としてなにかできないでしょうか。
山崎主事	事務局山崎です。ご指摘いただいた3条については、申請いただいた際に、本当に管理ができるのか、と申請人及び代理人に再三窓口で言っております。実際に申請をいただいて、他に要件

がそろっていると、疑わしい(管理ができないのではないか)という理由で拒否することはできません。今回、申請人が熊谷に住んでいる件ですが、その本人が日常的に来ることが難しいとなると、他に管理ができそうな方がいるのかお聞きしています。今回は、隣接地に管理できるおじさんが近隣に住んでいて、できますということです。今後、許可になった後に厳しく言えるのかというと、農地を管理してくださいということしかできません。雑草の苦情の際の対応と同じになります。

18 番委員 わかりました。ありがとうございました。

12 番委員 1 2 番須賀です。議案 1 7 番について 4 月に 2 町以上、今回 1 町 6 反。こんなに農地を取得して耕作するのか。どんなものを作って、どのようにしていくのかを教えてください。

山崎主事 事務局山崎です。お話にあったように、現在前橋市と前橋以外の市町村にも農地を拡大中があります。耕作物はネギやナス、ブルーベリー、田んぼには米の作付けを予定しているということです。これから実際に取得して、その農地を経営していけるのかを確認するために、他の市町村にも照会をかけて耕作状況を確認するのですが、直近の状況ではきちんと耕作がされている状況です。実際にどなたが作付けしているのか細かいところに関しては話を聞いていないのですが、現在は耕作と管理がきちんとされています。

12 番委員 ありがとうございます。きちんと耕作ができるのであればいいと思います。

議 長 他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番、3 番、4 番、1 8 番は 5 条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号 2 番、5 番から 1 0 番、1 2 番から 1 7 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇ (挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第 6 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、整理番号 2 番、5 番から 1 0 番、1 2 番から 1 7 番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第 6 2 号 農地法の規定による許可の取消し 4 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹 ◇ (説 明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

11 番委員 1 1 番です。こちらは除外も取り消しになりますか。

佐藤副主幹 佐藤です。除外は取消しにはなりません。転用が取り消しになります。除外は期間を過ぎれば編入になると思います。

11 番委員 ここは以前に現地面談したところで、道が狭いのに資材置場にしようとしていたので、除外ができていたからと言って違う申請が出てきたらと思って質問しました。

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇ (挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第 6 2 号 農地法の規定による許可の取消し 4 条許可については、整理番号 1 番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第 6 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 3 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹 ◇ (説 明)

以上、整理番号 1 番、3 番の申請については、農地法第 4 条第 2 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。

議 長 なお、整理番号 2 番の申請については、調査班長の報告を踏まえて、ご審議をお願いできればと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

調査班長 ◇ (報 告)

(15 番委員) ご報告いたします。整理番号 4 条の 2 番、営農型太陽光発電施設、一時転用期間 3 年経過後の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、1 ページから 1 2 ページです。申請地は、市立荒子

小学校から北北東約1 kmに位置し、北と南は畑、東と西は市道に囲まれた、農用地区域内にある農地です。現地案内図は10ページをご覧ください。面接には、パネルの設置者である所有者と申請代理人行政書士が来られました。現地調査の結果、太陽光発電施設の下部の農地には雑草が繁茂し、作付けは確認できませんでした。また、パネルの支柱には筋交いがされており、パネル下は農業機械により耕耘を行うことは困難な状況でした。過去3年間の営農について確認したところ、当初は営農者がタマネギの作付けを行ったが、諸事情により耕作を継続できなくなったため、所有者がサツマイモやジャガイモを栽培してみたがうまくいかず、現状では耕作を行っていないとのことでした。営農者からは農地を返したい旨の話がでていたとのことでした。今後の営農計画ですが、所有者がタマネギを栽培するとの事で、近日中にはしを行うということです。知識技術の不足により発芽できなかった場合には、苗を購入し、作付けをするとのことでした。パネル下は耕作がしづらい状況になっているが、営農型太陽光の基準の収量8割を満たされるように努力を行うとのことでした。現状では、太陽光発電施設の下部の営農は確認できませんでしたが、今後の営農計画について具体的に検討準備を進めていることから、調査班として現状では許可相当とするのは難しいとの意見もありましたが、一時転用の期間も切れ、違反状態となっていることを考慮し、更新の期間を一年間に解釈し、その一年間の間に法改正の基準に見合った営農に改善することを条件に許可相当と判断したいと考えます。なお面接時に次回の更新が認められない場合は、発電設備の撤去指導もあり得る旨は説明済みです。以上であります。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号2番の転用期間を1年間に訂正することとし、整理番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号2番の転用期間を1年間に訂正することとし、整理番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から42番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇（説 明）

議 長

なお、整理番号21番、31番、35番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長
(15 番委員)

◇（報 告）

ご報告いたします。整理番号5条の21番、売買、太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は、13ページから24ページです。申請地は、宮城中学校から北東約2.5 kmに位置し、北側は農地と原野、西側は山林と雑種地と農地、南側は山林と農地、東側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は18ページです。面接には申請法人の関係者と申請代理人行政書士が来られました。申請法人は、東京に本社を置き、太陽光発電関連事業を展開する法人です。申請地には590wのパネル2,628枚を設置し、1,550.52kwの能力で発電し、売電単価は、14円～16円で、年間約2,700万円の売電収入を見込んでいるそうです。売電に関する手続きは整っているそうです。撤去費用については、売電が始まったら月々の積み立てを開始するとのことでした。申請地は、ほぼ平坦な農地のため敷地内で切り盛りし、北側に向かって緩やかな傾斜をつけて整地し、パネルを設置します。雨水は自然浸透とするが、大雨に備え北側に580㎡の浸透池を設けるとのことでした。周囲には1.8mのフェンスを設置するとのことでした。境界の確定は済んでいるとのことでした。施設は、管理を外部委託し、年2回程度、草刈り等を行うとのことでした。調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから、許可相当

と判断しました。

続きまして、整理番号5条の31番、35番、売買、賃貸借、太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は、25ページから33ページです。申請地は、大室公園から北約420mに位置し、北側は道路、東側は農地、西側は農地と原野と水路、南側は農地と水路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は30ページをご覧ください。面接には申請法人の関係者及び代理人行政書士が来られました。申請法人は市内に本社を置き、太陽光発電関連事業を展開する法人です。前橋市内では、15か所ほど、太陽光発電事業を行っているそうです。過去に大雨による土砂の流出に対する苦情があったため、現在は、雨水対策に力を入れているとのことでした。申請地には625wのパネル1,116枚を設置し、697.5kwの能力で発電し、売電単価は、11.6円で、年間約1,050万円の売電収入を見込んでいるそうです。東京電力との間に売電契約は整っているそうです。発電シミュレーションによれば、設備費の回収に10年を見込んでいるそうです。撤去費用については、売電が始まったら月々の積み立てを開始するとのことでした。申請地は南に向かって緩やかな傾斜地のため、敷地は現状のままでパネルを設置し、雨水は、パネル間に浸透トレンチを設け貯留し、オーバーフロー分は、西側及び東側のU字溝と、南側にU字溝と素掘りの水路を設け集水し、西側水路に放流するとのことでした。周囲には1.2mのフェンスを設置するとのことでした。境界の確定は済んでいるとのことでした。施設は、防草シートにより雑草の繁茂を抑える予定だが、自社で定期的に現地を確認し、必要に応じ草刈り等を行うとのことでした。調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから、許可相当と判断しました。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

10 番委員

10番井田です。13番の転用目的なのですが、専用住宅建築用地というのは記載の意味はなんでしょう。他の転用目的は一般住宅と記載されています。

望月 副主幹

一般住宅と専用住宅とは同じ意味でございます。この表現でさせていただいた理由は、除外農転開発と同じ転用目的で記載してほしい、という代理人の強い要望でこのように記載しました。他法令だと細かく分けていて、開発で専用住宅と記載しているためそのまま農転も除外も同じ表記に許可書を出していただきたいとのことでした。

10 番委員

ありがとうございました。続いて16番の農産物販売所・駐車場は申請地の中で、面積はそれほど大きくないので、一緒に計画しているのでしょうか、別の場所に作るのでしょうか。

望月 副主幹

北側直接の隣接地に235.91㎡宅地に農産物販売所を立てて、手狭のため、今回の南側駐車場用地6台分の申請となっております。直接の隣接で間違いありません。

10 番委員

ありがとうございます。もう一点です。39番です。公共工事の関連で一時的に使いたいということですが、理由書ではなく、始末書の理由は？

望月 副主幹

理由書、始末書の表現については、代理人が提出してきているものをそのまま記載しております。事務局としては始末書も理由書も同じ解釈として審査しております。ありがとうございます。

4 番委員

4番星野です。21番たしかこの農地は農地改良をしていてハウスを建てる予定だったと思うのですが、一回も農地として利用しないで農地転用は大丈夫でしょうか。

望月 副主幹

委員さんのおっしゃる通り、農地改良ということでブルーベリーを作りたいということで申請の方がでて、許可が下りています。こちらについては審査の段階で農転の事業者と土地の所有者にいままでブルーベリーを耕作しなかった理由等の確認の作業をしているのですが、所有者からの返答は相続を受けた土地なので、そこら辺の事情が分からないとのことでした。

4 番委員

そういう状態で問題は特にない？

高山係長

本来であれば農地改良をしていれば農地として利用するべきであります。所有者の方がそこを貸さないという判断をして太陽光発電に切り替えて、除外の審査を得ておりまして、農地法も

	不許可の基準にはあてはまらないので許可相当ということで進めさせていただいております。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号36番、37番、38番、41番は、3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番、5番を保留とし、整理番号2番から4番、6番から35番、39番から40番、42番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
	全員賛成でありますので、議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番、5番を保留とし、整理番号2番から4番、6番から35番、39番から40番、42番を許可とすることに決定いたします。 続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号1番、3番、4番、18番、農地法第5条の整理番号36番、37番、38番、41番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇(説 明)
	以上、1番、3番、4番、18番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。
望月副主幹	◇(説 明)
	以上、36番、37番、38番、41番の申請については、調査班長の報告を踏まえて、ご審議をお願いできればと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	農地法第3条の整理番号1番、3番、4番、18番、農地法第5条の整理番号36番、37番、38番、41番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (15番委員)	◇(報 告) ご報告いたします。整理番号3条の1番、整理番号5条の36番、営農型太陽光発電施設、一時転用期間3年経過後の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、34ページから45ページです。申請地は、市立二之宮小学校から北西約170mに位置する、北側が雑種地、東側は宅地、南側と西側は道路に囲まれた、農用地区域内にある農地です。現地案内図は43ページをご覧ください。本件については、現地調査のみを行っています。現地調査の結果、営農型発電施設の下部の農地で、さまざまな野菜や果樹が作付けされていることを確認いたしました。調査班としましては、営農型太陽光の許可の基準をおおむね満たしているものとし、許可相当と判断しました。 続きまして、整理番号3条の3番、4番、整理番号5条の37番、38番、営農型太陽光発電施設、一時転用期間3年経過後の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、46ページから71ページです。申請地は、前橋市大室公園北駐車場から西北西約1kmに位置する農用地区域内にある農地です。現地案内図は69ページをご覧ください。面接には、申請法人の社員で営農者の農業法人の担当者と申請代理人行政書士が来られました。現地調査の結果、営農型発電施設の下部の農地には作付けが確認できませんでした。営農者に現状について確認したところ、パネル下の農地での高麗人参の栽培は失敗したとのことでした。播種はしたが、芽が出なかったとのことでした。今後の営農計画ですが、現状土づくりを行っているパネル下部の農地では、300㎡で高麗人参の2年根を300本栽培し、それ以外の場所では、ドクダミを栽培するとのことでした。パネル下以外の場所ではキクイモの栽培を予定しているとのことでした。高麗人参とドクダミの苗は発注済みで、10月に入荷し、11月に作付けを行う計画とのことでした。キクイモは来年の4月に種イモを植える計画とのことでした。ドクダミは、お茶にし、キクイモは漬物屋に出荷したり、粉末にしたりして、自社で製造している食品に加え、販売する予定とのことでした。また、通信販売も計画しているとのことでした。前回の調査班の指導を受け、収量8割を満たせるように営農計画を見直しし、準備も進めていることから、調査班としては、一時転用の期間も切れ、違反状態となっていることを考慮し、更新の期間を1年間に短縮し、その1年間の間に法改正後の基準に見合った営農状況に改善することを条件に許可相当と判断したいと考えます。なお、面接時に、

次回の更新が認められない場合は発電設備の撤去指導もありえる旨は、説明済みです。

続きまして、整理番号3条の18番、整理番号5条の41番営農型太陽光発電施設、一時転用期間3年経過後の更新手続きです。2度目の更新です。現地・面接調査案内図は、72ページから92ページです。申請地は、市立大室小学校から南南西約1.7kmに位置し、北側東側、南側は農地、西側は道路に囲まれた農用地域内にある農地です。現地案内図は90ページをご覧ください。本件については、現地調査のみを行っています。現地調査の結果、営農型発電施設の下部の農地のパネルの下で、150本ほどの榦が栽培されていることを確認いたしました。現状では、若干、本数が少ないような気がしましたが、十分に管理されており、今後の榦の成長を考えると、ある程度の間隔が必要なこと、またパネル下以外の未作付けの場所は、農業用機械の転回スペースとして確保しているとのことで、調査班としましては、営農型太陽光の許可の基準をおおむね満たしているものとし、許可相当と判断しました。

11 番委員

11番平野です。3条の1番と5条の36番タマネギの作付けででていて、面積の8割でいいのですか。

佐藤副主幹

佐藤です。8割については、面積に対しての収量における8割です。現在は現地にいろいろな野菜が作付けされておりまして、今後については主にタマネギのほうをやっていききたいということとで提出されております。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号3番、4番の設定期間及び、農地法第5条の整理番号37番、38番の転用期間を1年間に訂正することとし、農地法第3条の整理番号1番、3番、4番、18番、農地法第5条の整理番号36番、37番、38番、41番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号3番、4番の設定期間及び、農地法第5条の整理番号37番、38番の転用期間を1年間に訂正することとし、農地法第3条の整理番号1番、3番、4番、18番、農地法第5条の整理番号36番、37番、38番、41番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。

議 長

次に、議案第65号 公売農地の買受適格証明願い耕作目的について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事

◇(説 明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見・質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第65号 公売農地の買受適格証明願い耕作目的について、整理番号1番を適格とすることに決定いたします。

なお、当該願い出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。

次に、議案第66号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

阿久澤副主幹

◇(説 明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見・質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第66号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第66号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、協議事項(1)、農業振興地域整備計画(令和6年4月除外)の変更に係る農業委員会への意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

眞塩副主幹

◇(説 明)

議 長

以上で農政課の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業振興地域整備計画(令和6年4月除外)の変更に係る農業委員会への意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、協議事項(1)、農業振興地域整備計画(令和6年4月除外)の変更に係る農業委員会への意見聴取については、原案を承認することに決定いたします。

次に、66ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(3)までの内容は、

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 法第4条の届出書の受理状況 | 1 件 |
| (2) 法第5条の届出書の受理状況 | 3 6 件 |
| (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 1 4 件 |

また、報告事項(4)は、第10回総会において許可とした、法第4条の農地転用1件、法第5条の農地転用1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。

(午後3時30分閉会)